役員報酬規則

社会福祉法人 佐用福祉会

改 正 平成2年3月31日 第2,3条 施 行 平成 元年4月1日 平成 4 年 3 月 10 日 名称変更 平成 4年4月1日 IJ IJ 平成4年3月16日第1条、3条4条 平成 4年4月1日 IJ IJ 平成9年5月26日第3条 平成 9年9月1日 IJ 平成 28 年 3 月 29 日第 3 条 平成 28 年 4 月 1 日 IJ 平成 28 年 12 月 15 日 平成 29 年 1月1日 IJ IJ

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 佐用福祉会の役員の報酬等について定めるもの である。

(定義)

- 第2条 本規則でいう役員とは、理事及び監事を言う。
- 2. 報酬は、法人と委任関係にある役員の対価として支払われるものである。 (役員会の出席報酬等)
- 第3条 理事長及び理事が役員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
 - 2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えた場合には、その実費とする。

(役員の業務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の ための業務を行った場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことが できる。
 - 3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が役員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を 支払うことができる。また、同日に合わせて監事の業務を行った場合であって も、同条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
 - 2. 監事が役員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営 状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁 償費を支払うことができる。
 - 3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第6条 役員が、法人業務の為の出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支 給することができる。
 - 2. 旅費は実費を支給する。
 - 3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
 - 4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規則を適用しない。

(改正)

第8条 本規則の改正は、理事会の同意と評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規則は昭和61年4月1日から実施する。

別表 1 役員会の出席報酬等(日額)

名 称	報酬額	実費弁償費	
理事長	8,000円	1,000円	
理 事	5,000円	1,000円	
監事	5,000円	1,000円	

別表 2 役員の業務報酬等(日額)

名 称	報酬額	実費弁償費	
理事長	8,000円	1,000円	
理 事	5,000円	1,000円	
監事	5,000円	1,000円	
監事指導監査等報酬	8,000円	1,000円	

別表 3 出張旅費(日額)

報酬額	旅費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費